

平成25年第3回玉名市農業委員会総会議事録

平成25年3月29日（金）午後2時 玉名市福祉センター 会議室B
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	東 令佐	2番	取本 一則	3番	清田 順次	4番	西川 英文
5番	井上 清晴	6番	鶴田 克士	7番	永田 知博	8番	永田 達三
9番	荒木ひろ子	10番	坂本 誠二	11番	竹下 宏介	12番	坂西 孝之
13番	本田多美子	14番	森川 正志	15番	丸山 近信	16番	田辺 信之
17番	鎌本 勝利	18番	荒木まつ子	19番	大野 金生	20番	福田 友明
21番	田上 一	22番	原口 邦弘	23番	小路 修三	24番	徳井 勝美
25番	田上 均	26番	小島 昌文	27番	植田 勇一	28番	三川 了
29番	田上 輝行	30番	米野 旨雄	31番	松本 哲海	32番	生田三之利
33番	谷川 文武	34番	岩永 幹生	35番	池本 信秋	36番	小田 募

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

0名

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	永井 正治	次長	西村 則義	係長	二階堂 正一郎
主任	宮田 正文	主任	清田 静香		

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第 17号	農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
第 18号	農地の賃貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第 19号	農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第 20号	農地の転用許可申請について（4条許可分）
第 21号	農地の転用許可申請について（5条許可分）
第 22号	農用地利用集積計画の決定について

報 告

- 第 6号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第 7号 農地の形状変更届について

1. 開 会

○事務局長（永井正治君） 定刻になりましたので、会議を始めたいと思います。

現在の出席委員は36名全員の出席でございますので、玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして会議は成立しております。

ただいまから、平成25年第3回玉名市農業委員会総会を開催いたします。

まず、東会長よりご挨拶をいただきまして、引き続き会議規則第4条により議長をお願いし、進行をしていただきます。よろしくお願いいたします。

○会長（東 令佐君） 皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、出席いただきましてありがとうございます。

早速ではありますが議事に入りたいと思います。本日の議案は、議第17号より議第22号までの58件と報告27件が提案されています。慎重なる審議、よろしくお願いいたします。

本日の議事録の署名は、18番荒木まつ子委員と19番大野金生委員にお願いいたします。

-----○-----

2. 議 題

○議長（東 令佐君） それでは、議事に入ります。

議第17号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第17号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成25年3月29日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、松木と天水町の申請人で、申請物件が大浜町の田588㎡を農業廃止と規模拡大による売買です。

2番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田2,057㎡外1筆、計2,715㎡を孫へ贈与するものです。

3番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑1,118㎡外3筆、計1,787㎡を孫へ贈与するものです。

4番、大分市と岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田1,001㎡を甥へ贈与するものです。

5番、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田2,784㎡外4筆、計7,206㎡を子へ一括贈与するものです。

6番、これは7番との関連です。横島町の申請人で、申請物件が横島町の田89

2㎡を交換するものです。

7番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田1,283㎡を交換するものです

8番、天水町の申請人で、申請物件が青野の畑3,818㎡外2筆、計9,307㎡を孫へ贈与するものです。

9番、北九州市と上小田の申請人で、申請物件が上小田の田713㎡外4筆、計3,503㎡を農業廃止と規模拡大による売買です。

10番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田1,904㎡を農業廃止と規模拡大による売買です。

11番、三ツ川の申請人で、申請物件が三ツ川の田650㎡を労力不足と規模拡大による売買です。

なお、下限面積要件を書いておりませんが、議第18号の法案と関連があり、これを加えると要件を満たすこととなります。

以上11件、3万836㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしていると判断しましたのでご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番。

○32番（生田三之利君） 申請人が米及びナスを栽培しており、規模拡大であります。下限面積も満たされており、許可相当と判断いたします。

2番については、孫への贈与であり、身内の贈与でありますので、特に問題はないということで、許可相当と判断いたします。

以上です。

○議長（東 令佐君） 3番。

○36番（小田 募君） 息子さん通勤して農業をしておられましたが、孫さんが卒業して結婚されたのを機に、祖父母を見るということで同居されましたので、これを孫への贈与ですので、許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 4番。

○23番（小路修三君） これは甥への贈与ということで、何ら問題はないと思います。許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 5番。

○8番（永田達三君） これは、親子でお父さんがもう高齢になりますので、子へ一括

贈与されるということです。この子どもさんが園芸をされていまして、許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 6番。

○25番（田上 均君） 6番、7番について関連しておりますので、同時に説明をいたします。

申請理由としては、1項の認定農家からの申し出による交換でございます。申請農地につきましては、認定農家の農地に隣接しているという関係で、耕作便利のための交換ということでございます。下限面積についても問題はなく、また一方の農地についても、自作農地ということでありまして、6番、7番については許可相当と認められます。

以上です。

○議長（東 令佐君） 8番。

○33番（谷川文武君） 現在の持ち主は、94歳のばあちゃんということで、同一家族のお孫さんが贈与を受けられるということです。お父さんももうかなりの高齢ですけども、今までもうばあちゃんは94歳だけん、耕作は子どもさんとお孫さんでやっておられたわけですけどん、何ら問題はなく許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 9番。

○16番（田辺信之君） 申請人は北九州市門司区にお住まいですが、本籍は上小田です。それで現在、耕作されています譲受人に農業を廃止するというので、売買ということで、譲受人も下限面積が満たされていますので、許可相当と判断します。

以上です。

○議長（東 令佐君） 10番。

○21番（田上 一君） 譲渡人は農業廃止、譲受人の方は規模拡大ということで、譲受人の方は親父さんと一緒に認定農業者で頑張っておられるので、何ら心配はないと思いますので、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 11番。

○17番（鍬本勝利君） この案件は、親戚同士で、譲る人はどうしても足が悪く農業ができないということで、譲受人に何とかしてくれんかと言うて相談され、下限面積がちょっと足りないんですけども、18号の5番と関連して、これで下限面積が足りるようになったと思います。

それで、機械力もあり許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

○3番（清田順次君） 9番の案件なんですけどね。農業廃止で713㎡でトータルで

は面積は3,503㎡となっていました。これはどういうことですか。

○事務局長（永井正治君） はい。713㎡の外4筆。これについては既に、譲受人が譲渡人から小作契約をされており。1筆のこの713㎡だけが小作されずに残っていたもので、今現在、小作されている4筆とこの713㎡と一緒に譲受人が譲渡人から売買、所有権移転をするということになります。

○会長（東 令佐君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についての、1番から10番までについては原案どおり、11番については議第18号の5番が許可されれば、許可権を満たしますので、議第18号の5番の許可と同時に許可することで決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第17号の1番から10番までは許可することに決定しました。11番については、議第18号の5番が許可となれば同時に許可することに決定しました。

議第18号、農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第18号、農地の賃貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成25年3月29日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、石貫の申請人で、申請物件が石貫の田1,627㎡を労力不足と規模拡大により平成25年4月1日から5年間の契約をするものです。

2番、埼玉県越谷市と石貫の申請人で、申請物件が玉名の田735㎡外3筆、計2,418㎡を労力不足と規模拡大により平成25年4月1日から5年間の契約をするものです。

3番、安楽寺と北坂門田の申請人で、申請物件が安楽寺の田834㎡を労力不足と規模拡大により平成25年4月1日から10年間の契約をするものです。

4番、安楽寺と玉東町の申請人で、申請物件が安楽寺の田3,689㎡を労力不足と規模拡大により平成25年3月29日から10年間の契約をするものです。

5番、三ツ川の申請人で、申請物件が三ツ川の田992㎡を労力不足と規模拡大により平成25年4月10日から10年間の契約をするものです。

以上5件、9,560㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の

禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件を全て満たしているものと判断しましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より、順に担当委員の説明をお願いいたします。

1番。

○2番（取本一則君） 1番と2番を説明いたします。

1番と2番の借受人は、年齢が80歳ということでございますけど、素晴らしい機械を持っておられて、現在バリバリで仕事をされております。

貸人につきましては、労力的に労力不足ということで、一人でいろいろ農作業をされておまして、そういうことでもう労力不足ということで、許可相当と判断いたします。

また2番につきましては、貸人は埼玉の方におりまして、何しろ労力不足ということでございますけど、次回からもうこの労力不足というのが、埼玉の県外において労力不足というのは、私も埼玉から作りに来てどうにかできないかなと、ちょっと思いますので、何かこの文言を事務局に今後ちょっと検討していただくようお願いいたします。

貸人・借人については、何ら異議なく、許可相当と判断いたしております。

○議長（東 令佐君） 3番。

○13番（本田多美子君） これは、貸人の労力不足、借人の規模拡大で許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 4番。

○15番（丸山近信君） 貸人の労力不足と、借人の規模拡大ということで、許可相当と判断します。

○会長（東 令佐君） 5番。

○17番（鍬本勝利君） 17番。

貸人の労力不足、借人は規模拡大。機械力もあり、これがさっきも17号の11番と関連しまして、許可が受けられれば下限面積も出てくると思います。ですから許可相当と判断しました。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。はい、どうぞ。

○7番（永田知博君） 意見ではありませんけども、2番についてちょっとお尋ねしますけれど、これは県外でも県内の人でも、大体名義人と母親の名義にしてある。最

初からもうこの人になっと思ったんですか。

○2番（取本一則君） 親父さんからこの人の息子さんの名前にですね。

○7番（永田知博君） 名前だけ切り替えて。

○2番（取本一則君） はい。だからもうちょっとお母さんがこっちおんなはるけんですね。相続で息子さんは、男の子は一人なんです。息子の方に登録されと思うんです。ただこの、埼玉で労力不足というとはですね、何か文言をですね、もうちょっと耕作不能、いろいろあると思いますけど、ここらあたりがですね、労力不足というのはちょっとなんかなと思いましたが、実際は、この貸人と借人はですね、親戚関係なんですよ。借人の方はですね、もう家も隣同士みたいで、いろいろ面倒見てるということです。

○議長（東 令佐君） ほかに、ございませんか。

（なしの声）

○会長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第18号は許可することに決定しました。

議第19号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第19号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成25年3月29日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑262㎡外24筆、計2万3,644㎡を農業者年金受給に伴う後継者変更で、平成25年4月1日から30年間契約をするものです。

2番、小野尻の申請人で、申請物件が川島の田877㎡外2筆、計2,268㎡を農業者年金受給に伴う再設定で、平成25年4月1日から10年間契約をするものです。

3番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田2,044㎡を労働不足と、相手方の要望により平成25年4月1日から5年間契約をするものです。

4番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田5,616㎡外7筆、計1万8,178㎡を農業者年金受給に伴う後継者変更で平成25年3月29日から20年間

契約をするものです。

5番、天水町と熊本市の申請人で、申請物件が天水町の畑1,299㎡外4筆、計5,420㎡を相手方の要望と新規参入により、平成25年4月8日から15年間契約をするものです。

以上5件、5万1,554㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全て満たしているものと判断しましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より、順に担当委員の説明をお願いいたします。

1番。

○36番（小田 募君） 農業者年金受給のために、長男の方にされていましたが、体を壊されましたので、長女の一人農業をされていますので、長女の方に名義変更されましたので、許可相当と判断いたします。

○会長（東 令佐君） 2番。

○11番（竹下宏介君） 使用貸人は農業者年金受給のためで、平成25年4月1日から10年間再設定をするものです。後継者もしっかり農業を頑張っておられますので、何ら問題はありません。認可相当と判断いたします。

○会長（東 令佐君） 3番。

○22番（原口邦弘君） 簡単な説明ですけれども、昨年まで借りておられた方がもう80歳超えてですね、労力不足ということで返されたわけです。新たに借りる方もですね、自作農ですね、じゃあ5年ぐらいどうだろうということで、機械力もあるし、問題はないということになりまして、許可相当と判断いたしました。

○会長（東 令佐君） 4番、どうぞ。

○28番（三川 了君） 貸人と借人は親子関係で、今までは娘婿さんの方の名義だったんですが、娘婿さんもちよっと農業者年金受給の年齢ということで、借人の変更という形だそうです。同居されていて一緒に頑張っておられますので、何ら問題なく、許可相当と判断いたします。以上です。

○会長（東 令佐君） 5番。

○36番（小田 募君） これは新規参入ですが、娘婿さんだそうですので、機械はそのまま使って経営をするということで、許可相当と判断しました。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

○10番（坂本誠二君） 10番の坂本です。

5番の案件ですけれども、新規参入ということで株式会社小政さん、これは何を作られるとですかね。

○36番（小田 募君） 畑はミカンです。ミカンの誰もつくる者のおらん、お母さんの一人でしょんなはるけん。する者のおらんから耕作放棄地になるけん、自分たちがもうせなんしょんなかろうてという、するそうです。

○10番（坂本誠二君） わかりました。

○36番（小田 募君） 機械とかなんとかはそのままあるけん。新規参入ばしてそのまま使うけん。

○10番（坂本誠二君） わかりました。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第19号は許可することに決定しました。

議第20号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第20号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成25年3月29日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件が横島町の田482㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

2番、申請物件が松木の田814㎡外1筆、計1,222㎡で、転用目的は6棟の賃貸住宅です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が松木の雑種地、登記地目は田でございます。590㎡で、転用目的は21台分の貸駐車場です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域外の農地で、第3種農地と判断しております。

以上3件、2,294㎡をご提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準、全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がな

いものと判断しましたので、ご提案申し上げております。地元農業委員さん同道の上、現地調査を行なっておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より順に担当委員の説明をお願いいたします。

1番。

○27番（植田勇一君） 個人住宅建設のための申請であります。現況としては、西側は畑です。東側は居宅で、北側と南側は道路に面しております。それと排水については、雨水は敷地内に雨水用の溜め池を設置し、既設排水路へ流すということです。生活の雑排水については、集落排水施設へつないで流すということで、問題はないと思ひまして、許可相当と判断いたします。以上です。

○会長（東 令佐君） 2番。

○3番（清田順次君） 当該申請地域は、松木地区の宅地分が整備された所でございます。戸建ての賃貸住宅6棟と駐車スペースを確保するというようなことで建設をするということでございます。

申請地の東側、南側、西側とも市道松木線に面しております。南側に市道側に、上下水道を完備しておりますので、上下水道を利用するというものです。雨水は南側の水路に放流するという事です。隣接地には農地もなく、耕作等への影響もなく許可相当と判断いたします。以上です。

○会長（東 令佐君） 3番が始末書の添付がありますので、朗読をお願いいたします。

○事務局（二階堂正一郎君） — 3番の案件について始末書朗読 —

○会長（東 令佐君） では、3番。

○3番（清田順次君） 当該地域は、松木地区の16m市道寄りの北側に位置しております。ただいま始末書のとおりで、現行を駐車場用として利用中ですが、再度砂利ひき、減圧をし、駐車場として活用するという計画とふうなことでございます。

雨水は地下水浸透及び南側側溝に放流をするというふうな計画で、今回の件は何ら問題はなく、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（東 令佐君） はい、担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第20号について許可相当と意見決

定することに決定しました。

議第21号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第21号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成25年3月29日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、親子関係の使用貸借で、申請物件が三ツ川の畑807㎡で、転用目的が30.72kwの太陽光発電施設です。農地区分は、中山間地域に存在する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

2番、申請物件が立願寺の畑494㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、土地計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が立願寺の畑39㎡で、転用目的が通路です。この通路は、2番で説明しました個人住宅への進入道路でございます。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

4番、親子間での使用貸借で、申請物件が玉名の田487㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、上下水管が2つ以上埋設された道路沿いで、かつ申請地から概ね500m以内に2つ以上の教育・医療施設が存在する区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

5番、申請物件が青野の畑982㎡で、転用目的が事業用の駐車場です。農地区分は中山間地域に存在する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

6番、申請物件が河崎の畑397㎡外1筆、転用目的が個人住宅及び通路です。農地区分は、住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

7番、親子間での使用貸借で、申請物件が小島の畑446㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、住宅に関する区域に隣接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

8番、親子間での使用貸借で、申請物件が横島町の畑139㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

9番、申請物件が伊倉南方の田694㎡で、転用目的が5棟の農業用施設です。農地区分は、農用地区域内にある農地です。農用地区域内にある農地は、原則として建てることはできませんが、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において規定された用途に使用するために行なわれますが例外的に許可することができ

るとなっております。

10番、申請物件が伊倉南方の田815㎡で、転用目的が2棟の建売住宅です。農地区分は、概ね10ha以上の内側の農地内にある農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則、不許可でございますけれども、申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものということで、例外的に許可が可能であります。

11番、申請物件が天水町の畑566㎡外1筆、計1,834㎡で、転用目的が障害者訓練施設です。農地区分は、住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

12番、申請物件が立願寺の原野、登記地目は畑でございます。37㎡の内11㎡外8筆、計4,842㎡で、転用目的が15区画の宅地分譲地です。農地区分は、土地計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

13番、申請物件が大浜町の田2,612㎡で、転用目的が農業体験用の宿泊施設及び駐車場です。農地区分は、国道及びシングクで分断された農業公共投資の対象となっていない11反未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

14番、申請物件が大浜町の田700㎡で、転用目的が駐車場です。農地区分が国道及び集落で分断された農業公共投資の対象となっていない11反未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

以上14件、1万5,469㎡をご提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたのでご提案申し上げます。地元委員さん同行の上、現地調査を行っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より、順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番。

○17番（楢本勝利君） 父親名義の土地に娘さんが太陽光パネル192枚、30.72kw、コンデンション3台を設置するそうです。雨水は自然排水。周囲に家はなく、隣接地に迷惑をかけることもなく、許可相当と思います。

○議長（東 令佐君） 2番。

○3番（清田順次君） 2番と3番についてご説明をいたします。

申請地は土地計画道路の立願寺線北側に近接した市道より10数m北側に位置する当該地に自己住宅を、駐車場を建設するもので、住宅地東と北側をブロックで土

砂の流出を防止するというふうなことです。給水、生活排水は左側市道より工事を実施するという事です。雨水は北側に水路がありますので、水路の方に放流をするということでございます。

続いて3番については、今の居住住宅の給水と生活排水を左側市道よりするためと、通路として使用するといったことで、雨水は戸外ごとに南側市道に流すということであります。ともに許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（東 令佐君） 4番。

○16番（田辺信之君） 申請人は現在、親と同居しています。自分の家を持ちたいということで、親の土地に、親の土地を分筆して個人住宅を建設するものです。申請地は住宅が建ち並ぶ区域に位置し、東に農道、西に市道、南に水路、北側に分筆した水田となっています。給水、生活雑排水については、市の下水道を利用し、雨水については南側の水路を利用する計画です。また申請地は、周囲に擁壁1mほどを設け、盛り土を行ないます。本件は許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 5番。

○13番（本田多美子君） 譲渡人は埼玉県在住で、耕作不可能のところをいらっしゃいまして、この申請地は、中山間地域に存在する農地であり、現地を見ましたところ耕作放棄地状態でありました。譲受人は運送業を営んでおられて、大型トラックの駐車場にしたいということで申請してあります。10t車4台と4t車1台ということです。雨水については、申請地の南側に側溝をつくり施設の排水口に流すということ。近隣農地の被害防止としては、土砂流出の恐れがあるために、農地との境に3段ブロックを設置して、ちゃんとした駐車場を作るということで許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（東 令佐君） 6番。

○3番（清田順次君） 申請地は、河崎の208号線と玉名バイパス児童公園付近に、個人住宅と通路をつくっていく。東側、南側、西側ともに農地で、田んぼでございますが、3年ほど前に営農変更を届けて撤去され、工事がなされております。現在は給水、排水、生活排水は北側、玉名市の上下水道に接続する。雨水は地下浸透ということで、ますを2カ所設置して自然浸透と、地下浸透を図るということの計画で、何ら問題なく許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（東 令佐君） 7番。

○11番（竹下宏介君） 申請人は現在、借家住まいであり、今も両親の自宅近くに個人住宅として住まい、申請地は義理の母の名義であり、これを無償で借用しています。個人住宅を建設するもので、現地調査の結果、本件は認可相当と判断します。よろしく申し上げます。

○議長（東 令佐君） 8番。

○27番（植田勇一君） 個人住宅建設のための申請です。申請地の地形ですけども、北側は居宅に、東側は倉庫に面しております。また西側と南側は道路に面しております。排水については、雨水は雨水ますにより側溝に流し、生活の雑排水については、集落排水施設を利用するという計画であり、許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 9番は始末書が添付されておりますので、始末書の朗読をお願いします。

○事務局（二階堂正一郎君） — 9番の案件について始末書朗読 —

○議長（東 令佐君） 9番。

○12番（坂西孝之君） ただいま事務局から説明がありましたように、本人は農地法には全く無知なようでございまして、既に今の所に農業用倉庫、作業場、事務所、選果場などを建てられております。現在、今回申請の件は、休憩所、駐車場、作業者の駐車スペースということで、生活排水はございません。雨水は北側に水路がありますので、そこに接続して流すということで、何ら問題はなく許可相当だと判断します。以上でございます。

続きまして、10番です。

北側にコンビニ、南側に農道、西側に園芸のハウスがございます。東側に市道と排水路がございます、市道との差が約80cmぐらいありまして、80cmぐらいを盛り土するというございまして、そして雨水、生活雑排水をこの排水路に接続ということであります。西側と南側の境界といたしますか、そこには土砂流出を防ぐためにブロックを積み上げて、土砂流出を防ぐということでありまして、何ら問題はなく許可相当だと思います。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、11番。

先日、現場を見させていただきました。東側も北側も南側も既に住宅地でありまして、西側にはこの社会福祉法人の施設が隣接しております。雨水の排水の方は、既に排水路がありますので、何ら問題はなく、許可相当と判断されます。以上です。

○議長（東 令佐君） 12番も始末書が添付されておりますので、朗読をお願いします。

○事務局（二階堂正一郎君） — 12番の案件について始末書朗読 —

○議長（東 令佐君） 12番。

○3番（清田順次君） 今回の申請地は、土地計画道路立願寺線北側に建設をいたしております。国道208号線バイパスの近くであるというふうなことで、そこに住宅分譲地15区画、進入路、緑地の転用目的での申請というふうなことでございます。

住宅地が15区画建つというふうなことで、3,729㎡、内指定道路、あぜ道区

分が38㎡、農振外の場所で150㎡でございます。ただいまの始末書のとおり、現況は非農地化しております。ですから上下水道は内指定道路、玉名市公共施設に接続ということになつてゐるわけでございます。雨水は自然浸透で枡を設け、この雨水を敷地内溜めますに集積して、漏水を道路側溝により接続し、水路に放流するというふうになっております。

今計画は都市計画法上の開発行為の許可を有し、地元地区と地権者と玉名市の土木課、三者の協議のもとに協議が進められるというふうなことの計画。今回、農振申請については許可相当と判断いたしております。以上です。

○議長（東 令佐君） 13番についても始末書が添付されておりますので、朗読をお願いいたします。

○事務局（二階堂正一郎君） — 13番の案件について始末書朗読 —

○議長（東 令佐君） 13番。

○7番（永田知博君） 13番、14番はこれは関連がございますので、一緒に説明させていただきます。

これは現在、JA大浜の方で進めております事業の一環としての使用貸借ですけど、まずはこの関係人は始末書にございましたとおり、非常に昔のうちに埋め立てしてあって、今度、今スタンド、農業機械の整備施設、そしてトワエ、その横に今度はですね、JA大浜の方で西側の農地を中心にですね、地域住民との地域間交流施設として農業も体験施設を計画しておるわけですね。それで平成25年度に国のプロジェクト納付金というのを利用して、今度、高浜町に宿泊施設と研修棟とかそういうのを計画しておるわけですね。そのためのこの転用なんです。

まず、面積は2,612㎡でございます。その中に体験用の宿泊用施設としてコテージを4棟、そして管理等も1棟、駐車スペースとしましては15台分のスペースを考えておるわけですね。それからこれに伴います給排水施設におきましては、雨水の方は生活雑排水とそれぞれ処理の方法をですね、すぐ東側にですね、明辰川というのがあるもんですから、大きな排水路ですけど、そちらの方に流すということでございます。

また周辺の農地に対しましてのいろんな土砂崩れであるとか、土砂の流出というのは今のところちょっとした擁壁を設置して施設をつくるということで、何も問題はないと思われまます。

それからもうひとつの14番目のほうは、農協がやっているトワエという道の駅みたいな販売所がありまして、ここに通じる国道501号線からすぐ入るところに田の物件があるわけですね。これが700㎡あって1mちょっとくらい盛土しないといけない場所なんですけれども、この周辺にちゃんとしたL字を設置しての対応

でございますので周囲に対する問題はないものと思われま。よって許可相当と判断いたします。

- 議長（東 令佐君） はい、担当委員の説明が終わりました。 ご意見、ご質問はございませんか。
- 33番（谷川文武君） 始末書の添付がかなりありますけど、結局何十年前からの物件もありますがはたして始末書を出してすぐ許可していいのかどうか疑問です。
- 11番（本田多美子君） 例えば建設業の方とか明らかに違法とわかってされているものもあると思います。そういった件については農業委員の立場としてはさし示してもいいのではないかと思います。
- 16番（田辺信之君） 前回、申請の物件と違う物件が立ってきよる場合、平屋建てが2階建てになっていました。
- 事務局（二階堂正一郎君） 事業計画変更で対応し周囲に影響が及ばないことを確認しております。
- 2番（取本一則君） 県は工事中止を指示できるのか。本来申請人には一時停止を掛けてもらうぐらいの法的圧力があるべきではないか。
- 〇事務局長（永井正治君） 事務局の対応として、今後県とも確認しながら対応していきたいと考えております。
- 議長（東 令佐君） 他にございませんか。

（なしの声）

- 議長（東 令佐君） ないようですので採決に移ります。農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

- 議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第21号について許可相当と意見決定することに決定しました。
議題22号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。
- 事務局長（永井正治君） 議第22号、農用地利用集積計画決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により平成25年農用地利集積計画（案）による利用権の設定等について次のとおり意見決定するものとする。平成25年3月29日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

別紙、農用地利用集積計画（案）のとおり、玉名市長より意見を求められております。16ページから17ページまでの20件の集積です。所有権移転が3件の3,697㎡、利用権設定が17件の48,678㎡で合計20件の5万2,375㎡の

集積でございます。

(事務局より別紙説明書を個々に説明)

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えご提案申し上げます。よろしくご審議をお願いします。

- 議長(東 令佐君) 事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声)

- 議長(東 令佐君) ないようですので、採決に移ります。

農用地利用集積計画の決定について、原案どおり意見決定することに意義のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長(東 令佐君) 異議がないものと認め、議第22号は原案どおり意見決定することに決定しました。

3. 報告

- 議長(東 令佐君) 報告第6号から報告第7号まで、一括して事務局からの説明を求めます。

- 事務局長(永井正治君) 報告第6号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成25年3月29日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。今回は21件の解約の通知を受理しております。

続きまして、報告第7号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成25年3月29日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は6件の届けを受理しております。80cmから2m程度盛土して、みかん畑、野菜畑として利用するものでございます。以上、報告を終わります。

- 議長(東 令佐君) 事務局より一括して報告がありました。質問などございませんか。

(なしの声)

5. 閉会

- 議長(東 令佐君) 質問もないようですので、本日子定していましたが議案審議と報告を終わります。慎重なる審議まことにありがとうございました。

これをもちまして、第3回農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後3時17分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成25年3月29日

玉名市農業委員会会長

東 令佐

農 業 委 員

荒木 まつ子

農 業 委 員

大野 金生